

平成29年度

事業計画ならびに予算書

社会福祉法人 枚方市社会福祉協議会

平成29年度
社会福祉法人 枚方市社会福祉協議会
事業計画

少子高齢化や核家族化により、家族や近隣住民の相互のつながりや助けあいが希薄化する一方、社会経済状況の変化に伴う格差の拡大により、社会的孤立や貧困・虐待など自己責任では解決困難な福祉課題が生じています。

特に、孤立している人や制度の狭間で支援の手が届きにくい人たちの早期発見と支援体制づくりが課題となっています。

このような状況の中、社会福祉協議会には、各種関係機関・団体との連携のもと、課題解決につながる具体的な方策を明確化し、対応する体制が求められています。

枚方市社会福祉協議会では、「経営戦略プログラム（第3期）」（平成29年度から平成33年度の5カ年計画）を策定し、法人組織の基盤強化や先を見据えた基金積立金の有効活用とともに、「地域共生社会の推進」と「変化する課題に柔軟に対応できる組織づくり」、「透明性の確保」の3つの方針を掲げ、特に、地域における総合相談・支援体制や地域の活動拠点づくり、成年後見等事業の総合的な推進を図っていきます。

今年度は、第3期計画の初年度として、次の事業を重点として取り組みます。

1、地域における総合相談・支援体制づくり

*課題やニーズの早期発見、制度の狭間への支援として、地域担当職員「COW（コミュニティワーカー）・CSW（コミュニティソーシャルワーカー）」の体制を強化し、出張相談の増設をはじめとしたアウトリーチ体制の更なる充実を図ります。

*各校区に設置される「元気づくり・地域づくり会議」に構成員として積極的に参加することで連携を密にし、地域に根ざした支援体制づくりに取り組みます。

2、情報発信力の強化

*社協だよりの更なる充実を図ります。

*社協や地域の情報などタイムリーに提供し、福祉活動に共感や興味をもってもらうためのシステムとして、SNS（facebookなど）の導入をすすめます。

3、事務の効率化

*会計システムを見直し、会計事務全体の効率化を図ります。

*CSWをはじめとして、各種相談業務のケース記録システムを導入し効率化と情報の共有化を図ります。

その他、社会福祉法改正に伴う法人の体制強化や、権利擁護に関する事業の推進、災害時の対応、ボランティア活動の推進、地域活動支援センターの強化など、各事業計画に基づいて実施します。

サービス区分名	1. 法人運営事業
基本方針	第5次地域福祉活動計画の推進とともに、「経営戦略プログラム(第3期)」に基づき、地域福祉活動と法人の経営基盤の強化を図る。 また、情報発信力や企画力を強化し、社協が地域のプラットフォーム的な役割を担い、地域支援体制の一層の構築を図る。
重点目標	1. 社会福祉法改正に伴う法人の体制強化 2. 地域担当職員の体制強化 3. 地域包括ケアシステムへの対応 4. 枚方市社会福祉施設地域貢献連絡会と校区福祉委員会等の連携強化 5. 社協活動や運営状況の積極的な情報提供 6. 基金積立金の有効活用
実施項目	1. 理事会・部会・評議員会の開催 2. 地域包括ケアシステムへの対応 3. 組織会員や法人賛助会員の加入促進 4. 枚方市社会福祉施設地域貢献連絡会との連携 5. 情報発信の強化 6. 枚方市民生委員児童委員協議会の事務局業務 7. 枚方市赤十字奉仕団の事務局業務 8. 枚方市地区募金会の事務局業務 9. 枚方・交野地区保護司会の事務局業務 10. 善意銀行の運営 11. 地域福祉推進基金、ボランティア・災害救援活動基金、先駆的事業活用基金、公募事業助成基金の積極的な活用

サービス区分名	2. 住民会費等事業
基本方針	地域住民や幅広いさまざまな機関・団体・事業所等の参加・協力によって、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を推進するために、会員制度を導入している。納められた「会費」を財源として、地域福祉活動やボランティア活動の推進、啓発活動などを行う。
重点目標	1. 住民会員・法人賛助会員の加入促進を図る 2. 広報紙面の刷新による福祉活動の啓発・情報発信の推進
実施項目	1. 社会福祉協議会会員の募集 2. 小地域福祉活動の推進 (1) 校区福祉委員会活動の支援、連携 (2) 校区福祉委員会活動助成金の交付 3. ボランティア活動の推進 ボランティアアドバイザーの活動促進 4. 地域福祉に関する啓発活動の促進 (1) 社協だよりの発行 (2) 社協リーフレットの作成

サービス区分名	3. 助成事業
基本方針	各種福祉団体やひとり暮らし老人会などの当事者組織及び福祉活動団体などが、円滑に組織運営・活動をすすめられるよう助成を行う。
実施項目	1. 福祉団体、福祉団体連絡会への助成 2. ひとり暮らし老人会への助成 3. 各種団体への助成

サービス区分名	4. 共同募金配分金事業
基本方針	地域住民やボランティア、校区福祉委員会、民生委員・児童委員、市内の事業所など様々な人や団体と関係機関の協力を得て、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らす社会を築くために、募金運動と助成事業を行う。
重点目標	1. 街頭募金の取り組みの強化 2. 地域福祉課題解決に資する助成金の交付
実施項目	1. 募金運動の実施と活用 (1) 赤い羽根共同募金（10～12月実施） 集めた募金は、府募金会の配分委員会の審議を経て、社会福祉施設や団体に配分。 (2) 地域歳末たすけあい募金(12月実施) 集めた募金は、ボランティア団体や当事者団体等の組織化の援助、地域福祉活動のための事業、小規模災害助成などに配分。 2. 地域歳末たすけあい募金配分金事業 (1) ボランティア・福祉団体への助成 (2) 高齢者に関する助成 (3) 校区福祉委員会活動支援助成 (4) 障害者支援に関する助成 (5) 居場所づくり支援助成 (6) 小規模災害被災者見舞金助成 (7) 生活困窮者支援助成 (8) 各種イベントに関する助成 3. 啓発活動の充実 (1) 募金運動の周知・啓発を積極的に推進する。 (2) 広報紙やホームページを活用し、配分内容を情報公開する。

サービス区分名	5. 総合福祉センター管理運営事業
基本方針	高齢者の健康と福祉の増進を目的として、枚方市総合福祉センター指定管理事業を実施する。
重点目標	1. 利用者が安心して利用できるように、設備の保守点検や日常の安全対策に最善を尽くす。 2. 利用者の拡大に向け、充実した講座や行事を開催すると共に地域等と連携して、福祉活動拠点としての役割を担う。

実施項目	<ol style="list-style-type: none"> 1. 老人福祉センター事業 <ol style="list-style-type: none"> (1)貸室の提供 (2)生活および健康に関する相談の実施 (3)生業および就労のための支援（相談）の実施 (4)機能回復訓練室の活用および健康づくり体操の実施 (5)教養講座等の実施 <ol style="list-style-type: none"> ①趣味の講座 ②介護・福祉・健康講座 ③ボランティア講座 ④世代間交流行事 ⑤ロビーコンサート (6)グラウンドゴルフ一般開放事業 (7)浴場・足湯・マッサージ機の提供 (8)文化祭の開催 2. 老人作業所事業 <ol style="list-style-type: none"> (1)貸室の提供 (2)趣味の講座の実施 3. 啓発活動 <ol style="list-style-type: none"> (1)機関紙の発行 (2)パンフレット等の配布 (3)ホームページの活用 4. バス運行の管理 <ol style="list-style-type: none"> (1)送迎バス（定期バス・巡回バス）の管理 (2)福祉バス（リフト付きバス）の管理
------	---

サービス区分名	6. 小地域ネットワーク活動推進事業（COW）
基本方針	<p>人と人とのつながりや向こう三件両隣の希薄化、また核家族化に伴う家庭機能の変化等、地域社会が抱える福祉課題は年々多様・複雑化している。</p> <p>地域のひとり暮らしやふたり暮らし高齢者、障害者、子育て中の親子など、地域で暮らしている様々な人々が孤立することのないよう個々のニーズに応じた見守り・声かけなどの個別援助活動や、いきいきサロンや子育てサロンなどのグループ援助活動等の充実を図るべく、地域組織や関係団体と連携して各校区の地域性に応じた福祉のまちづくりの推進に取り組む。</p>
重点目標	<p>各校区に積極的にアウトリーチを行い、各エリアに配置された COW（コミュニティワーカー）が地域課題を把握し、校区の地域特性に応じた福祉課題を解決すべく各校区の小地域ネットワーク活動の推進に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第3次校区ふくしのまちづくり計画の策定、推進支援 2. 福祉活動を支える担い手の育成支援 3. 各校区で取り組むサロン活動における相談機能の充実 4. 地域包括ケアシステムへの参画

実施項目	<ol style="list-style-type: none"> 1. 小地域ネットワーク活動の推進 <ol style="list-style-type: none"> (1) 個別援助活動の推進 <ol style="list-style-type: none"> ① 見守り、声かけ活動等の推進 ② 個別援助対象者のグループ援助活動へのつなぎ (2) グループ援助活動の推進 <p>いきいきサロン、子育てサロン、世代間交流活動等の充実</p> (3) 校区福祉委員会活動の推進 <ol style="list-style-type: none"> ① 広報啓発活動の推進 ② 担い手育成の推進 2. 各校区の地域福祉活動の推進を目的とした各種研修会の開催。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 活動者研修会の開催 (2) 会計担当者研修会の開催 (3) 会長研修会の開催 3. 「介護予防・日常生活支援総合事業」の第2層協議体への参加・協力
------	--

サービス区分名	7. ボランティア活動推進事業
基本方針	<p>ボランティア・市民活動は、福祉分野を中心に地域や環境保全教育・文化・人権擁護・災害支援など、さまざまな分野に広がり活動形態も多様化している。</p> <p>「第5次地域福祉活動計画」に基づき、新たな出会いやつながりにより様々な立場の市民が参加・交流するボランティア活動を支援し、共生の地域づくりをすすめていく。特に、ボランティア・市民活動に関する情報発信を行い、各種活動との連携を一層強化する。日常的なボランティア活動の推進を図るとともに、災害時にボランティアによる支援活動が円滑にすすめられるように関係機関との連携を図る。</p>
重点目標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 福祉教育でのボランティアグループとの連携 2. 地域のボランティア活動や学生ボランティアとの連携 3. 新規ボランティアグループの組織化 4. 小規模・中規模災害を含む、災害ボランティア活動の支援体制の整備
実施項目	<ol style="list-style-type: none"> 1. ボランティア・市民活動の支援 <ol style="list-style-type: none"> (1) 各種講座・研修会の開催 (2) ボランティアセンター運営委員会の開催 (3) ボランティア活動の推進 <ol style="list-style-type: none"> ① ボランティア相談・コーディネート ② ボランティア保険加入手続き ③ ボランティアグループの育成・支援 ④ ボランティアリーダー・アドバイザーの育成 (4) 地域福祉活動におけるボランティア活動への参加支援 (5) 福祉教育協力ボランティアグループとの関係構築 (6) 市民ニーズに合わせた開所時間の調査 2. ボランティア・市民活動情報の整備・充実 <ol style="list-style-type: none"> (1) ボランティア・市民活動の情報収集および情報提供 (2) 関連分野の情報収集・動向把握 3. 地域における福祉教育の推進 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域で取り組む学びの支援 (2) 学校への出前福祉講座 4. 災害ボランティアセンターの整備

	<p>(1)災害ボランティア活動の推進・支援体制づくり</p> <p>(2)枚方市を始めとする関係機関・中間支援組織・企業等との連携</p> <p>(3)防災意識向上の啓発イベントの開催</p> <p>5. 災害時要援護者避難支援事業の推進</p>
--	--

サービス区分名	8. 献血推進事業
基本方針	市内における献血推進と献血思想の普及を目的に関係機関団体で組織された「献血推進協議会」を中心に、各種事業を実施し、献血の推進を図る。
重点目標	<p>1. 市内高校・大学などに啓発活動を行い、若年層の献血への理解を深め協力を得るとともに、校内献血を実施する。</p> <p>2. 関係機関・団体と共に市民への献血協力の呼びかけを行う。</p>
実施項目	<p>1. 献血推進協議会の開催 各種関係団体・機関で構成している協議会組織の特性を生かしより効果的な献血活動の推進を目的に開催する。</p> <p>2. 広報・啓発活動 (1) 広報ひらかたへ献血日程を掲載し、ラポールひらかたにおいて献血啓発DVDを上映する。 (2) 年間を通して血液事業に関する情報収集を行い、イベントや各種事業を通じて市民への情報提供および啓発を行う。 (3) 「京阪枚方市駅献血ルーム」の周知を図る。</p> <p>3. 街頭啓発活動の実施 夏期・冬期の献血者が著しく減少する時期に献血思想の普及を図り献血者を確保するため、街頭キャンペーンを枚方市駅周辺・樟葉駅前で行う。</p> <p>4. 校区福祉委員会との連携 校区福祉委員会主催の献血活動の実施に際して広報活動など積極的に支援・協力をを行うとともに、献血に関する必要な情報提供を行う。</p> <p>5. 関係機関・団体等との連携 関係機関・団体との連絡調整を図り、組織的な活動を展開し、効果的な献血推進活動を展開する。</p> <p>6. 市内高校・大学・企業へ献血協力を呼びかけ、献血実施に向けた取り組みを行う。</p>

サービス区分名	9. コミュニティソーシャルワーカー配置事業（CSW）
基本方針	<p>地域で暮らし、学び、働くすべての住民が困った時に気軽に相談できるように、ワンストップサービスとしての「総合相談窓口」の役割を担うCSW（コミュニティソーシャルワーカー）を配置し、支援活動の充実を図る。</p> <p>アウトリーチを積極的に実施し、地域で暮らしていくためにさまざまな支援を必要とする人（要援護者）および、その家族の生活課題の把握に努めるとともに、要支援者との援助関係の構築を図る。地域住民組織・関係団体・行政機関と連携し、住民の福祉の向上と自立生活を支援するための基盤づくりを行う。</p>

重点目標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民が身近な場所で気軽に相談できるように、出張相談窓口の増設を図る。 2. 地域住民組織・関係団体と連携し、事例検討会や講演会等を通じて個別支援を地域支援につなげていく活動を推進する。 3. 地域住民組織・関係団体・行政機関と積極的に連携し、日頃からの予防的支援体制の構築を図る。
実施項目	<ol style="list-style-type: none"> 1. セーフティネットのしくみづくり 小地域ネットワーク活動や各種ネットワーク機能を活用し、要援護者に対する見守りや発見、相談、解決に向けた適切なサービスへの「つなぎ」を行う。 2. 要援護者に対する見守り・相談 <ol style="list-style-type: none"> (1) 要援護者およびその家族等の実態把握、見守り・声かけ・相談等を行いながら、ニーズの見極めを行う。 (2) 要援護者等を支援するサービスの把握に努め、利用方法に関して住民へ情報提供、啓発を行う。 (3) 福祉制度・他分野サービスの利用申請に関する支援を行う。 (4) 地域住民組織・関係団体・行政機関との連携を図るため研修・啓発事業を行う。 (5) 地域の拠点を利用した出張相談会を開催し、身近な場所での相談対応を行う。 3. 地域福祉活動のコーディネート、企画・立案機能の強化 地域住民組織・関係団体が実施する地域活動に対し、地域住民ボランティアの人材発掘、育成などの支援を行う。 4. 地域福祉における計画推進への支援 「地域福祉計画」「地域福祉活動計画」に沿った地域活動推進支援と、「校区ふくしのまちづくり計画」の継続・発展の支援を行う。

サービス区分名	10. 福祉サービス利用援助事業
基本方針	認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が十分でない人に対し、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、利用者の自立支援および権利擁護を図る。
重点目標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者の特性に応じ、本事業の実施サービス範囲内で適切な支援を迅速・確実にを行う。 2. 利用希望者に対しては迅速に初期面談を行い、制度利用の説明および利用意思の確認を行う。 3. 利用者のうち、症状の進行等の理由により判断能力が極端に低下し本事業の継続が困難になった者については、速やかに成年後見制度等、他制度の利用につなげていく。 4. 待機者を発生させずに、より多くのニーズに応えることができるよう、適切なケース管理を行う。
実施項目	<ol style="list-style-type: none"> 1. 福祉サービスの利用援助 <ol style="list-style-type: none"> (1) 福祉サービスの利用または解約のために必要な手続き (2) 福祉サービスの利用料を支払う手続き (3) 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き (4) 行政手続きに関する援助等

	<p>2. 日常的金銭管理サービス</p> <p>(1) 年金および福祉手当の受領に関する手続き</p> <p>(2) 医療費を支払う手続き</p> <p>(3) 税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き</p> <p>(4) 日常の生活費を支払う手続きや金銭管理用の通帳の預かり および預貯金の払い戻し、預け入れ、解約等の手続き</p> <p>3. 書類等預かりサービス</p> <p>日常金銭管理用以外の預貯金通帳(1,000万円以内)、各種証書等を貸金庫で保管</p> <p>4. 福祉サービス利用援助事業監査委員会の開催</p> <p>5. 関係機関との連携</p>
--	---

サービス区分名	1 1. 精神保健福祉推進事業
基本方針	<p>心の健康づくりや心の病の啓発活動を通じて、精神保健福祉に関する知識の普及を図るとともに、心に病のある人の当事者組織やボランティアグループの活動支援を行う。</p> <p>さらに「こころの電話相談」「ひらかたいのちのホットライン」等の相談事業の周知・充実を図るなど、各種事業を通じて、誰もが心の健康を保ちながら生活できることを推進する。</p> <p>また、全国的にも自殺防止活動が進められており、枚方市でも自殺防止にむけて市民啓発の推進や情報提供を行う。</p>
重点目標	精神障害についての正しい知識や理解を深めるため、講演会や「心の保健ゼミナール」「こころの健康講座」「こころの映画会」を実施する。
実施項目	<p>1. 組織運営事業</p> <p>(1) 精神保健福祉推進協議会の開催</p> <p>(2) 企画検討部会の開催</p> <p>2. 啓発事業</p> <p>(1) 心の保健ゼミナールの開催</p> <p>(2) こころの健康講座の開催</p> <p>(3) こころの映画会の開催</p> <p>(4) 自殺予防市民啓発講座の開催</p> <p>(5) ふれあい交流事業の開催</p> <p>(6) 広報活動（リーフレットの発行、啓発物品の配布）</p> <p>3. 相談事業</p> <p>(1) 「心の健康相談」の実施</p> <p>(2) 「こころの電話相談」の実施</p> <p>(3) 自殺予防電話相談「ひらかたいのちのホットライン」の実施</p> <p>4. 各種研修会の開催</p> <p>(1) 自殺予防ゲートキーパー研修</p> <p>(2) 電話相談員フォローアップ研修</p> <p>5. 団体支援事業</p> <p>(1) セルフヘルプグループの活動支援 当事者会、家族会、枚方断酒会、自死遺族会</p> <p>(2) 枚方市こころの電話相談室の活動支援</p> <p>(3) ボランティアグループの活動支援</p>

サービス区分名	1 2. 生活福祉資金貸付事業
基本方針	失業や減収により生計の維持が困難になり、生活再建のため継続的な相談支援を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込める世帯に対し、制度利用の相談窓口となり、民生委員・児童委員と連携し、資金を貸し付けることにより世帯の自立を支援する。
重点目標	相談者の支援にあたって、初期面談で丁寧な聞き取りを行い、相談内容によって、市内の相談事業所（高齢・障害）や民生委員・児童委員と積極的に連携することにより、要支援世帯の問題解決を図る。また、生活困窮者自立支援制度の窓口である市生活福祉室の生活困窮者自立支援センターとの連携を図ることで、より効果的な生活困窮者支援を行う。
実施項目	<ol style="list-style-type: none"> 1. 大阪府生活福祉資金の各種貸付に関する相談および支援業務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 大阪府生活福祉資金(生活支援費・住宅入居費・一時生活再建費) (2) 福祉資金 (3) 教育支援資金 (4) 緊急小口資金 (5) 不動産担保型生活資金 2. 資金の貸付に関する申請内容の調査・確認 3. 償還に関する協力業務 4. 生活困窮者自立支援事業支援調整会議への出席など、各関係機関との連携、連絡、調整等

サービス区分名	1 3. 住宅改造助成事業調査事務事業
基本方針	重度障害者住宅改造助成金の対象者に対し、日常生活動作の改善や介護者の負担軽減を図るため、身体状況や家屋の構造などにあわせた住環境改善を目的に改造プランの提案や各種公的制度等の紹介および相談・助言を行う。
重点目標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 対象者に対して、これまでの改造事例を踏まえて、ニーズに応じた改造プランの提案が行えるよう助言および情報提供を行う。 2. リフォームチームに家屋等建築構造の知識を有する者(建築士等)の参画を検討する。
実施項目	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住宅改造相談窓口の設置 2. 住宅改造助成の申請受付 3. 改造前現地調査および改造完了調査 4. 重度障害者住宅改造助成事業リフォームチームの運営 5. 各関係機関との調整および連携 6. 枚方市住宅改造助成事業協力店名簿の作成

サービス区分名	1 4. 乳児家庭全戸訪問事業
基本方針	市内に在住する生後4か月までの乳児のいる家庭を対象とし、訪問活動を通じて、子育て家庭の地域での孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図る。

重点目標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 効果的な研修により、訪問員の質の向上を図り均質化する。 2. 訪問員を募集し、事業実施体制の強化を図る。 3. 月に一度実施しているケース会議(子育て事業課・保健センター・子ども総合相談センター)を継続し、関係機関の緊密な連携を図る。 4. 不在率の減少を目的に3回目訪問の実施を進める。
実施項目	<p>乳児のいる全ての家庭を訪問対象とし、対象乳児が4か月を迎えるまでの間に、訪問員による家庭訪問を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象家庭の訪問 <ol style="list-style-type: none"> (1) 育児に対する不安や悩みの聞き取り (2) 子育て支援に関する情報提供 (3) 記念品の配布 (4) 乳児と保護者の心身の様子などの状況把握 2. 地域の子育て支援活動との連携 地域で子育て支援活動を実施する関係団体等と連携を図り、子育て支援ネットワークの強化など子育て家庭に対する支援の充実を図る。 3. 市への報告 訪問の結果を関係部署に迅速かつ的確に報告し、情報を共有する。

サービス区分名	15. 16地域包括支援センター(こもれび・ふれあい)事業
基本方針	<p>高齢者への総合的な生活支援の窓口である地域包括支援センターのうち、第1圏域・第2圏域を枚方市より受託運営する。</p> <p>今後、増加する高齢者に対応するために介護予防支援事業を実施し地域住民の保健福祉の向上と地域生活の安定に向けた包括的な支援を充実する。</p>
重点目標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「介護予防・日常生活支援総合事業」のスムーズな実施を図る。 2. 「元気づくり・地域づくりプロジェクト」を進めるための協議体「元気づくり・地域づくり会議」の事務局を行う。 3. 上記事業を含めた地域包括ケアシステムを圏域内で構築できるよう関係機関等とのネットワーク化と共にシステム化を図る。
実施項目	<ol style="list-style-type: none"> 1. 個別地域ケア会議の開催 2. 校区地域ケア会議の開催 3. 元気づくり・地域づくり会議(第2層協議体)の開催 4. 「介護予防マネジメント」の実施・支援 5. 高齢者(要援護者)の見守り活動 (協力店舗等と連携し、認知症高齢者等の早期発見・対応) 6. 権利擁護の推進 <ol style="list-style-type: none"> (1) 成年後見制度利用支援 (2) 認知症高齢者のネットワーク形成 7. 高齢者虐待防止・早期発見のためのネットワーク形成 8. 支援困難事例等への指導・助言・介入・アセスメントの実施 9. 高齢者元気はつらつ健康づくり事業(心と体の健康講座)の実施 10. 地域活動等の支援として様々な教室(介護予防教室、高齢者の権利を守る教室、認知症サポーター養成講座)の開催 11. 民生委員と事業所の懇談会、事業所別懇談会の実施 12. ハートフルタイム・介護予防教室等の実施 13. その他、地域生活支援に必要な取り組み

サービス区分名	17. 居宅介護等事業
基本方針	<p>要介護状態にある高齢者及び障害者の意思及び人格を尊重し、介護保険法に基づく訪問介護、障害者総合支援法に基づく居宅介護及び重度訪問介護のホームヘルプサービスを行う。</p> <p>高齢者及び障害者等が、地域で自立した日常生活を営むことが出来るようニーズに沿った支援を提供し、在宅生活における福祉の向上を図る。</p>
重点目標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 正規職員の1人減を目して、本事業の体制の整備を行う。 2. 整備のひとつとして新たなサービス提供責任者を雇用し、その育成と新たな体制づくりに取り組む。 3. 介護保険と障害福祉サービスの連携や統合等、今後、福祉・介護を取り巻く様々な課題や問題について国や市の介護・福祉状況をしっかりと把握し、本会の進むべき方向性を見極める。 4. 契約職員（ホームヘルパー）の人材の確保に継続的に努める。 5. 「在宅介護への実践録VI」を作成し、本会の介護のあり方を継続的に示し、広く周知する。 6. 「枚方市障害福祉サービス事業者連絡会」の運営に参画し、利用者主体のあり方について確認し、枚方市内の福祉サービス事業者の質の維持・向上を目指す。
実施項目	<p>利用者：身体障害児者・知的障害児者・発達障害児者・精神障害児者・難病児者・高齢者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生活全般に係わる相談・助言（障害者対象事業） 2. 居宅介護（家事援助・身体介護） 3. 重度訪問介護（身体障害者を対象に家事援助、身体介護及び日常生活に生じる様々な介護） 4. 高齢者対象事業 高齢者居宅介護（訪問介護）（生活援助・身体介護）

サービス区分名	18. 移動支援事業
基本方針	<p>障害者の意思及び人格を尊重し、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業である移動支援事業を行う。</p> <p>障害者が、地域で豊かに暮らせるようニーズに沿った外出支援を提供し、在宅生活における福祉の向上を図る。</p>
重点目標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 業務効率化のため、サービス提供責任者の勤務体制を見直す。 2. ガイドヘルパーへのメール送信や依頼書のパソコンでの作成等、電子機器の活用を促進し、業務の効率化を図る。 3. コーディネートのあり方について、個人での作業をチームで行うなど具体的な方法を検証し速やかな派遣調整を目指す。 4. ガイドヘルパーの質を高めるとともにモチベーションを維持するため、現任研修会やケア会議の開催案内等の情報を積極的に発信する。 5. 利用を希望する待機者の解消を継続的に行う。
実施項目	<p>利用対象者：知的障害児者・身体障害児者・精神障害者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 外出に係わる相談、助言 2. 外出支援 (1) 余暇活動支援 (2) 送迎支援（施設送迎・作業所送迎・ショートステイ送迎・日中一時支援事業先への送り）

サービス区分名	19. くすの木園（生活介護）管理運営事業
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者の意思および人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な支援の提供に努める。 2. 利用者の自立と社会経済活動への参加を促進する観点から日中活動の支援を行う。 3. 利用者の社会自立を推進するために、一人ひとりのニーズに応じた支援を計画的・継続的・統合的に行う。 4. 「完全参加と平等」の理念に基づき、障害の有無を問わず人は生まれながらに平等であり、社会・経済・生活上差別されない権利を有することを広く市民に啓発する。 5. 障害者が価値ある市民生活や諸活動を営むことができるように関係機関や地域との連携を図るとともに、地域環境の整備についての提言に努める。
重点目標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者・家族の思いを大切にされた支援の充実に努める。 2. 安全・安心なサービス提供のために、環境整備を行う。 3. 障害者差別解消法・障害者虐待防止法、人権擁護についての知識と理解を深め、利用者支援の充実に努める。 4. 自家製野菜の販売を通じて地域住民との交流の機会を増やす。
実施項目	<ol style="list-style-type: none"> 1. 日中サービス活動の支援 <ol style="list-style-type: none"> (1) 生産活動 <ol style="list-style-type: none"> ① 軽作業（醤油さしもぎり、箱折り、銅線剥離等） ② 資源リサイクル作業（アルミ缶回収、プレス、紙パック回収、紙漉ハガキの製作など） (2) 生活支援 (3) 余暇活動支援（外食や外出活動、宿泊研修等の実施） (4) 利用者同士の話し合い（「みんなの会」の実施） (5) 地域との関わり <p>地域防災訓練への参加、くすの木まつり、運営懇談会の開催を通じ、地域との交流を深め相互理解を図る。</p> 2. 健康に関する支援 <p>内科・精神科の嘱託医の協力を得て、保健や衛生に関する支援を行う（医療相談、身体測定、健康診断等）</p> 3. 虐待防止 <p>利用者の人権侵害や身体的、性的、心理的虐待を防止するため、職員の人権意識の向上、支援知識および技術の向上を図る。</p> 4. 防火・安全対策

サービス区分名	20. 地域活動支援センター事業
基本方針	<p>障害者の創作活動・余暇活動や生産活動、また、サロン活動や自主的グループ活動の支援を行うとともに、社会との交流や関係機関の連携・ボランティア育成等社会参加を推進する。</p> <p>また、障害者や家族からの生活全般における相談支援や障害児を対象にした放課後支援活動も併せて実施し、障害者の地域生活を幅広く支援していく。</p>
重点目標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基幹型相談支援センターとして困難事例の対応など総合的・専門的な相談支援を実施していく。また、相談支援専門員の資質向上のため事

	<p>例検討会等を積極的に行う。</p> <p>2. 障害者差別解消法に関する相談機関として差別事案について適切な対応を行うと共に、市民に向けて障害者の理解についての啓発活動を行う。</p> <p>3. イベントを実施し、単に障害者のみでなく地域住民にも参加してもらい、障害への理解を広げるとともに積極的に地域との連携を行う。</p> <p>4. 建物の安全性を考え、センターの移転先を確保する。</p>
実施項目	<p>1. 相談支援事業</p> <p>2. 地域活動支援センター I 型事業</p> <p>(1) 日中活動支援</p> <p>① 創作活動</p> <p>② 生産活動</p> <p>③ サロン活動</p> <p>(2) 本人活動支援</p> <p>① サークル活動</p> <p>② カルチャー活動</p> <p>③ 当事者の集い</p> <p>④ 学習会・講座等の開催</p> <p>(3) わいわいウォークラリー等イベントの開催</p> <p>(4) 医療・福祉および地域との連携</p> <p>(5) ボランティアの育成</p> <p>(6) 障害に対する理解促進を図るための普及啓発活動</p> <p>3. 日中一時支援事業</p> <p>(1) 障害児の放課後活動支援</p> <p>(2) 障害児の長期休暇活動支援</p> <p>(3) 引きこもりの人への活動支援</p> <p>4. 障害支援区分認定調査事業</p> <p>障害者総合支援法における障害支援区分認定調査を実施</p> <p>5. 通学支援事業</p> <p>利用申請を行うための学校アセスメントおよび家庭アセスメントを実施する。</p> <p>6. 特定相談支援事業</p> <p>福祉サービス利用における支給決定を行う際にサービス等利用計画書を作成し、サービス担当者会議やモニタリングを実施する。</p>

サービス区分名	2 1. 障害者活動支援事業
基本方針	障害者の自主的な本人活動・余暇活動を推進するため、各種レクリエーション行事を実施し、障害者の自立と社会参加を支援する。
重点目標	<p>1. 障害者一人ひとりが主体的に参加できるような工夫をする。楽しくかつ達成感を持つことができる企画運営を目指す。</p> <p>2. ボランティアの確保に努め、交流の輪を広げながら市民に障害者の理解を深める。</p>
実施項目	<p>1. レクリエーション行事の開催</p> <p>(1) ふれあいスポーツ交流会</p> <p>障害者で構成される実行委員会を開催し、大会に関する企画・運営を行う。大会を通じて障害者等の交流を図り、障害者の地域生</p>

	<p>活の充実を図る。</p> <p>(2) ジョイフルクリスマス会 障害者の社会参加・余暇活動の機会となるレクリエーション行事としてクリスマス会を開催する。</p>
--	---

サービス区分名	22. 共同生活援助運営事業
基本方針	<p>利用者が地域でより豊かに生活できるよう4カ所のグループホームの円滑な運営を目指し、利用者の個々人の意思を尊重した支援をする。また、関係機関との連携やガイドヘルパー・ボランティア等の利用など、生活全般について支援をする。</p> <p>市内のグループホームとの連携や研修として、世話人研修会の開催や担当者会議を実施して世話人および職員の質の向上を図る。</p>
重点目標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者の高齢化対策やスプリンクラー対策としてグループホームれいんぼうの移転先を確保する。 2. 地域の防災訓練に参加し、地域との連携を図る。 3. 5S活動に積極的に取り組み、事故防止に努める。 4. 枚方市知的障害者ネットワークで世話人研修を年間2回程度（講義形式・事例検討式1回）実施し、世話人の質の向上を目指す。 5. 世話人の確保に努める。
実施項目	<ol style="list-style-type: none"> 1. れいんぼうの運営 2. ひまわりの運営 3. 憩い苑ホームの運営 4. たんぼぼの運営

サービス区分名	23. 介護予防ポイント事業
基本方針	<p>地域で暮らす高齢者自らの社会参加を支援することにより、本人の介護予防や健康維持を図り、住み慣れた地域で心豊かに暮らせる地域社会の実現を図るとともに、地域の介護力を高めることを目的とする。</p>
重点目標	<p>サポーター初任者研修及び登録現任者に対する研修を3回ずつ実施し、サポーターの登録とスキルアップを行うとともに、サポーター同士の交流の場を設ける。</p> <p>また、登録現任者及び、受入施設に対する適切なフォローを行い、活動者の増加を図るとともに、新規受入施設の調整を行う。</p>
実施項目	<ol style="list-style-type: none"> 1. サポーターの研修と登録 <ol style="list-style-type: none"> (1) サポーターの研修と登録 <ol style="list-style-type: none"> ① サポーターの登録要項に基づき、サポーターの募集や初任者研修を実施する。 ② 登録現任者を対象に、現任者研修を実施し、サポーターのスキルアップを図る。 ③ 登録現任者に対しては、サポーター登録要項に基づき、適正な年度更新事務を行う。 2. 受入施設の登録 <p>サポーターの活動先として受入施設の登録を行う。</p> 3. 活動の調整（コーディネート） <p>サポーターが提供できる活動と、受入施設が求める活動を適正に把握し、活動調整（コーディネート）を行う。</p>

	4. ポイントの換金 活動により貯まったポイントを現金、商品券等に換金する。
--	---

サービス区分名	24. 成年後見等事業
基本方針	民法第7条に掲げられる精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者に対し、成年後見制度を利用して、本会が法人として成年後見人になることにより、安心して安定した生活を送ることが可能となるよう対象者の権利を擁護することを目的とする。
重点目標	基本的には日常生活自立支援事業の利用者のうち、症状が進行することで判断能力が著しく低下した常況にある者を対象として、成年後見制度の申立てから支援を行い、受任後は法人として成年被後見人の金銭管理や身上監護を適正に行う。また、市民を対象に、成年後見及び権利擁護に関する講演会を開催する。
実施項目	<ol style="list-style-type: none"> 1. 法人後見事業審査委員会の開催 2. 成年後見制度の申立て支援 3. 成年後見業務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 成年被後見人の生活に必要な介護契約、施設入所契約、医療契約等についての代理権行使手続き (2) 成年被後見人の生活に必要な費用の計画的な支出手続き (3) 成年被後見人の財産管理 (4) 成年被後見人の財産に関する法律行為の代理権行使手続き (5) 成年被後見人の行った法律行為の取り消し権行使手続き (6) 成年被後見人の定期的な訪問と生活状況の確認 (7) 成年被後見人の郵便物の確認と必要な対応 (8) 成年被後見人の日常的な金銭管理 4. 成年後見制度に関する相談業務 5. 権利擁護・成年後見制度に関する研修の開催

サービス区分名	25. 総合福祉会館管理運営事業
基本方針	「障害者、高齢者等に対する福祉サービスの充実を図るとともに、市民の福祉活動を促進する」という設置目的を基本方針とし、障害者や高齢者をはじめ市民が安全に安心して利用できるよう施設の維持管理や市民を対象にした各種事業、接遇対応の向上に努める。
重点目標	<p>ラポールひらかたの安全・安心・快適な運営をすすめる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 安全な施設管理の為に、設備・器具の点検及び修繕等、適切な対応を行う。 2. 設備運転の適正な調整と監視を行い、水道光熱費の節減を行う。 3. 温水プールが、快適に利用できるよう適切な水質管理を行う。 4. 防火管理の徹底と強化をすすめる。 5. 高齢者向けの講座の充実を行う。
実施項目	<ol style="list-style-type: none"> 1. 貸室管理サービス業務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 受付業務 (2) インターネット予約 2. 温水プール事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 個人、団体利用 (2) 水泳教室の開催 3. 福祉講座、市民講座の開催

	<ol style="list-style-type: none">4. 相談事業の実施<ol style="list-style-type: none">(1)ふくし相談(2)こころの健康相談5. 福祉図書コーナーの運営<ol style="list-style-type: none">(1)図書、ビデオ、DVDの貸出し(2)福祉に関する情報提供6. 福祉団体登録及びルーム調整会議の実施7. 接遇研修等の実施8. 防災教育及び消防訓練の実施9. 車イスの貸出し（個人）10. ラポールいこいのミニライブの開催
--	---